

普通預金口座をお持ちのお客さまへ

神戸市職員信用組合

長期間ご利用がない口座への「口座管理手数料」の導入について

当組合では、令和7年6月30日より、長期間にわたりご利用がない普通預金口座を「長期間ご利用のない口座」とし、口座の管理に最低限必要な費用を「口座管理手数料」として自動引落しにより対象口座をお持ちのお客さまにご負担いただきます。

対象となるお客さまにはこの取扱いを通知によりお知らせしたうえで、一定期間（約6か月）を経過後に、年間440円（税込）の手数料の自動引落しを開始させていただきます。

なお、残高がこの手数料の金額に満たない場合には、当該預金口座の残高全額を自動引落しのうえ「口座管理手数料」の一部に充当し、口座を自動解約させていただきます。

この取扱いは、ご利用のない口座の第三者による不正利用防止のためであり、「口座管理手数料」の対象となるお客さまには、ご利用の予定のない口座につきましてはご解約をおすすめいたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 口座管理手数料の対象および自動解約について

対象となる口座（長期間ご利用のない口座）	<p>毎年10月末日を「長期間ご利用のない口座判定日」とし、この日において2年以上お取引のない個人および任意団体の普通預金口座を対象とします。（個人の口座は総合口座を含みます。）</p> <p>利息の入金・出資配当金の入金・事業利用分量配当金の入金および口座管理手数料の引落しはお取引には該当しません。</p> <p>以下の口座は除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 組合員の口座 ② 残高が10,000円以上の口座 ③ 当組合の定期預金または融資をご利用中のお客さまの口座
手数料	<p>年額を440円（税込）とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象となったお客さまには、「長期間ご利用のない口座判定日」直後の12月に手数料引落し開始のご案内を送付いたします。このご案内が到達しなかった場合においても、通常到達すべき時期に到達したものと見なします。 ② 「長期間ご利用のない口座判定日」の翌年5月31日を「長期間ご利用のない口座確定日」とし、同日までにご利用がない場合、翌々月7月の第1営業日に口座管理手数料を自動引落しいたします。なお、「長期間ご利用のない口座確定日」までにご利用があった場合は口座管理手数料の引落しを停止します。 ③ 一旦引落した口座管理手数料はお返しいたしません。
自動解約	<ol style="list-style-type: none"> ① 残高が口座管理手数料未滿の場合は残高金額をこの手数料の一部として引落し後、当該口座を解約させていただきます。 ② 解約となった口座の再利用はできません。

2. 普通預金規定の改定について

「口座管理手数料」の導入に伴い、令和7年6月30日付で普通預金規定を下記のとおり改定させていただきます。

〔普通預金規定〕

普通預金規定について、以下の事項を新設いたします。

18. (口座管理手数料)

- (1) 口座管理手数料は、別途定める「長期間ご利用のない口座」を対象とします。
- (2) この預金は、別途定める一定の期間に預金者による所定のご利用がない場合には「長期間ご利用のない口座」となります。
- (3) この預金が「長期間ご利用のない口座」となり、かつ残高が別途定める金額以上となることがない場合には、当組合はこの口座から、払戻請求書によらず当組合の定める口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。
- (4) この預金口座の残高が口座管理手数料に満たない場合には、残高全額を口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく、この口座を解約することができるものとします。
- (5) お支払いいただいた口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。

この手数料は長期間ご利用のない口座の管理費用をご負担いただくものであり、日常の入出金などのお取引をいただいているお客様の口座が対象となることはございません。